確定版

日時・場所	平成30年5月21日(月) 8時45分~ 庁議室	1147070
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、 田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、 遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、 北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)	

1. 市長指示事項

- 5/19 (土) に野洲病院を中心に健康フェスタが開催され、開場前から並んで待ってもらう程の賑わいぶりだった。5/20 (日) のやす環境フェスタも、開場前から非常に賑わった。催しに市民が協力しながら参加する良いスタイルであり、お互いに評価をしておいてもらいたい。
- ・情報提供、許認可、改善の指示等、いわゆるコミュニケーションにおいて、当たり前に伝わっているかと思うと伝わっていないことがある。日本語でのやり取りであるから自由自在だと思いがちであるが、厳密に物事を把握し伝えられているか、あやふやだと場合によっては重大なミスになったり仕事の効率が悪くなる。もう一段ロスとミスのないコミュニケーションが図れるよう、全体を振り返り、改めて確認してほしい。注意することによって、効率化や防止、生産性の向上が図れる。
- ・ 挨拶を愛想良くする雰囲気が薄れている。一時は市民からの評価も上がっていたが、最近職員に声をかけてもぶっきらぼうなことがある。挨拶はコミュニケーションの入口であり、挨拶が気持ちよくできるよう気をつけるように。

2. 報告事項

① 市有地の貸借期間に関する要望について

[所管:健康推進部]

高齢者福祉施策の公益目的で、現在、公共的団体にすでに貸し付け、又は使用を許可している普通 財産の市有地2箇所に関して、土地の貸借期間等に関する要望があったので報告する。

1箇所目は野洲慈恵会と平成49年3月末までの貸借契約を締結している冨波甲地先「ぎおうの里」隣接地であり、2箇所目は御上会と平成34年3月末までの賃貸借契約を締結しており、平成31年度以降は 董会に現契約が継承される予定の大篠原地先「デイサービスしのはら」敷地である。

両法人とも、現在公募中の第7期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設に応募の意向があり、整備事業者として選定された場合には、契約期間を介護老人福祉施設の整備に必要な期間に更改するよう要望している。 董会については、整備事業者として選定された場合には、現行施設を介護老人福祉施設とデイサービスセンターの複合型施設として改築・整備を行う。

市としては、地元との合意形成を図り、介護老人福祉施設の整備事業者として選定された場合には、貸借期間の変更等、現行契約の更改に応じる方向である。

- →要望についての報告か、要望についての市の考え方についての報告か。
 - →市の考え方も報告するものであり、タイトルと趣旨について変更を行う。

② 野洲市余熱利用施設整備運営事業の概要について

[所管:環境経済部]

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施する「野洲市余熱利用施設整備運営事業」について、大和リースグループと4月27日に基本協定を締結し、基本協定書に基づき設立された特別目的会社の「野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社」と契約金額2,523,383,761円で5月22日に仮契約する予定である。

事業期間は事業契約締結日(議会の議決を得た日)~平成54年3月31日で、平成32年4月中の運営開始 を予定している。

- →プールの利用料の提案も情報として出しておいた方が良い。
- ③ 平成30年度野洲市の教育について

平成30年度の野洲市の教育方針、各幼稚園・小学校・中学校の概要や教育目標をまとめた「野洲市の教育」を作成したので報告する。5月全員協議会にて配布する。

→冊子作成の目的は何か。実績報告か、新年度事業を打ち出すものか。市民の関心が高いいじめや不登校、特別支援や虐待については掲載がない。今年度は現在のままで良いが、誰に何をお知らせするのかを再度検討し、期待される情報が伝わる形、教育の課題が見える形になるよう、検討すること。

④ 平成30年度学校 I C T整備について

[所管:教育委員会]

本市における学校ICT環境については、現行のサーバ設備、校務用端末等の大半が導入後7年以上経過し、保守・メンテナンスにおいて支障が生じ始めているため機器更新等を実施する。これに併せて、平成29年10月に文部科学省が公表した教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にセキュリティの向上も実施する。

また、デジタル教科書と大型モニタを活用した授業の実施に向け、学校ICT環境の整備を行う。 平成30年度の予算額は41,140千円であり、今後、5月30日にプロポーザル提案プレゼンテーションを 実施し、運用開始に向けて整備を進める予定である。

→学校ICT整備について狙いや効果について文章化されているものはあるか。子どもの能力がどう上がるのか、教師のスキルがどうなるのか、どういう成果を目指しているのかを現場の教職員に認識してもらう必要がある。

→教育委員会内部では報告しているが、庁議では諮っていない。デジタル教科書は教科書に載っていない情報も載っており、情報量が増え、多様な情報が出せるようになる。教師の教材作りの手間が省け、働き方改革にもなる。

→今後検証の必要があるので、整理しておくこと。

⑤ 小中学校 平成30年度夏季休業中の学校閉庁について

[所管:教育委員会]

平成30年1月に滋賀県教育委員会より「学校における働き方改革取組方針」が策定され、その中で、 夏季休業中においては1週間以上の集中休暇期間を設けることが示された。昨年度までは集中休暇期間 については学校ごとに設けていたが、今年度は校長会で協議し、8月13日(月)~8月17日(金)の間、統 一して小中学校を学校閉庁とすることとしたので報告する。

- →教育委員会権限ではなく、学校長権限で発令したのであれば、表現を改めること。
- ⑥ 全員協議会への提出事項について

「所管:総務部]

報告事項8件、連絡事項3件を5月度全員協議会へ報告する。件名・課名等について、再度確認願う。

3. 協議事項

① 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

「所管:健康福祉部]

胃がん検診の円滑な運営や精度の維持向上を図るために必要な事項等の調査審議等を行うため、「野洲市胃がん検診事業運営委員会」を設置し、野洲市附属機関設置条例別表第1に加える。

- →国の制度改正のため、今年度健康福祉部で2つ附属機関を設置する必要が生じた。行革と逆行している。国の制度を丸のみにしているとどんどん業務が増えていく。他の部門でもチェックしながら進めるように。
- →職員の検診は精度が低く被ばくの問題もあるというバリウムで行うのか。当面はいいが、真剣に考えるように。
- ② 事業契約について (野洲市余熱利用施設整備運営事業)

[所管:環境経済部]

野洲市余熱利用施設整備運営事業の本契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により6月議会に提出し、議会の議決を求めるものである。

4. その他伝達事項

- ・ 平成30年4月に開催された文化庁「日本遺産審査委員会」の審議を経て、平成30年5月24日付けにて「兵主大社と八ヶ崎神事」が日本遺産に追加認定されるので報告する。今回の認定は、滋賀県と県下10市で構成・申請する「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産ー」に追加認定されるものである。日本遺産は、地域の文化財を観光資源として活用する国の制度であり、認定のメリットは直接的にはないが、観光と連携し、積極的にPRしていく。(教育委員会)
- ・ 5月15日の滋賀県市長会において、山仲市長が会長に就任されたので報告する。 (政策調整部)
- 5. 次回部長会議の予定

5月28日(月) 8時45分~ 庁議室